

小樽市雇用調整助成金等活用促進補助金交付要綱

制 定	令和2年	5月22日
一部改正	令和2年	7月 6日
一部改正	令和2年	11月16日
一部改正	令和3年	1月22日
一部改正	令和3年	3月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用の一部を助成する雇用調整助成金および緊急雇用安定助成金（以下これらを「助成金」という。）の支給申請事務を社会保険労務士又は弁護士（以下「社会保険労務士等」という。）に依頼する場合に要する費用を市が補助することにより、助成金の活用促進を図り、市内事業者の事業活動及び雇用の継続を支援することを目的とし、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号）に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 小樽市雇用調整助成金等活用促進補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業者は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の3に規定する雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給申請をした事業主で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 助成金の支給申請に係る事業所が市内に所在する法人または個人事業主であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等（休業等の対象期間については、雇用調整助成金は令和2年1月24日から令和3年4月30日、緊急雇用安定助成金は令和2年2月28日から令和3年4月30日までとする。）により、助成金の支給を受けようとする事業主であること。
- (3) 助成金の支給申請事務を社会保険労務士等に依頼し、その費用を支払っていること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる費用は、助成金の支給申請書類の作成等事務を社会保険労務士等へ依頼した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、対象となる助成金については、新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置を受ける場合のみを対象とする。

- 2 補助金の額は、1事業者あたり、20万円を上限とする。ただし、20万円に満たない場合はその額とし、端数が生じる場合は千円未満を切り捨てるものとする。
- 3 助成金の申請が複数回にわたる場合は、社会保険労務士等へ支払った金額の合算額を対象とする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業者は、補助金の交付申請をしようとするときは、小樽市雇用調整助成金等活用促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 受理された助成金の支給申請書の写し
- (2) 社会保険労務士等による助成金の支給申請に係る事務の代行に要した代行報酬等の領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和2年6月1日から令和3年7月30日までに行うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、小樽市雇用調整助成金等活用促進補助金交付決定兼補助金交付額確定通知書（様式第2号）を当該申請をした者に通知するとともに速やかに支払うものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、小樽市雇用調整助成金等活用促進補助金交付不承認決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示し、当該申請をした者に通知する。

(暴力団等の排除)

第6条 市長は、小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第17号）第3条第2項に規定する警察その他の関係機関に対し、申請者又は補助金の交付決定を受けた者が、同条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 市長は、申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、補助金の交付決定を受けた者が暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

(返還)

第7条 市長は、虚偽その他の不正手段により補助金を受給した者に対して、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 3月18日から施行する。